

社会福祉法人溪仁会 女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人溪仁会が運営する多様な社会福祉事業で働く女性職員比率は、70%を占めており、女性職員の活躍の推進に資するために、以下の行動計画を策定します。

1 計画期間 令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日までの4年間

2 目標と実施期間・取組内容

目標1

女性職員に職業生活に関する機会を提供できるよう積極的に管理職に登用し、部長・次長・課長の女性職員比率を30%以上にします。

<実施期間・取組内容>

- ・令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
女性職員を対象とした「女性健康推進会議」を開催します。
女性職員が健康で働きやすい職場環境を構築し、女性職員の活躍を推進します。
女性職員を積極的に管理職に登用します。
- ・令和10年 1月 1日付で
部長・次長・課長の女性職員比率を30%以上にします。

目標2

職業生活と家庭生活との両立する時間が持てるよう年次有給休暇の計画的な取得を促進し、年次有給休暇取得率を75%以上にします。

<実施期間・取組内容>

- ・令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
四半期ごとに施設別・事業別・職種別の年次有給休暇取得率を集計・報告します。
年次有給休暇の取得を促進します。
- ・令和 9年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
令和9年度の年次有給休暇取得率を75%以上とします。